

機構特例事業による所有権移転申出に関する書類一覧

※「申出」の際はNo.8まで。 No.9～No.13については「調整会議」時に提出。No.14は後日。

✓	番号	書 類	取 得 場 所・方 法	備 考
☐	1	申出書	・ 農業委員会事務局 (ホームページにも掲載)	譲渡人(出し手) 譲受人(受け手)
☐	2	申請地の登記簿謄本 (全部事項証明書)	・ 法務局市役所内出張所(本庁1F) ・ 法務局(会津若松市)	
☐	3	地番参考図	・ 市役所税務課(旧喜多方) ・ 支所住民課(各支所管内)	公図でも可 ・ 法務局(会津若松市)
☐	4	位置図	・ 1/25000程度 (インターネット等)	場所がわかるもの
☐	5	認定証(写し) 農業経営改善計画書	・ 該当者のみ	譲受人(受け手)
☐	6	農業経営の状況	・ 農業委員会事務局	
☐	7	法人の定款(写し可)	・ 各法人で保管 ・ 公証役場(会津若松市)	※法人のみ
☐	8	履歴事項全部証明書	・ 法務局市役所内出張所(本庁1F) ・ 法務局(会津若松市)	※法人のみ

☐	9	土地評価額証明書	・ 市役所税務課、支所住民課	譲渡人(出し手)
☐	10	住民票	・ 市役所市民課、支所住民課	譲渡人(出し手) ※登記簿の住所変更が必要な場合
☐	11	預貯金通帳	・ 代金振込先確認用	譲渡人(出し手)
☐	12	住民票	・ 市役所市民課、支所住民課	譲受人(受け手)
☐	13	印鑑登録証明書	・ 市役所市民課、支所住民課	譲受人(受け手)

☐	14	印鑑登録証明書	・ 市役所市民課、支所住民課	譲渡人(出し手) ※後ほど提出
--------------------------	----	---------	----------------	--------------------

※上記以外の書類が必要になる場合もありますので、事前に農業委員会事務局にご相談下さい。

☐ は譲渡人(出し手)